

都市景観市民団体助成実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市都市景観条例（昭和59年名古屋市条例第17号。以下「条例」という。）第28条第1項の規定により認定された都市景観市民団体（以下「団体」という。）に対して、条例第33条の規定に基づき助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の助成金の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下、「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(助成の対象となる団体)

第2条 助成の対象となる団体は、都市景観形成地区及びそれに準ずる地区内で活動する団体、又は都市景観の整備を著しく推進すると認められる団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、助成を受けようとする団体に、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第 号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者または同条例第2条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が所属している場合は、助成対象としないものとする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、予算の範囲内で、都市景観の整備に関する活動費及び団体の運営費の合計額以内とする。ただし、1回50万円を限度とする。

2 助成の申請前の契約によって生じた経費は、前項に定める経費に含めることができない。

(助成の回数)

第4条 助成は、同一団体にあつては各年度1回とし、通算5回を限度とする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする団体は、都市景観市民団体助成申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添え、年度の当初または助成の対象となる事業に着手するまでに市長に対し申請をしなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 歳出歳入予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(決定の通知)

第6条 市長は、助成を行うべきものと決定したときは、都市景観市民団体助成決定通知書（第2号様式）により、助成を行うに適しないと認めたときは、都市景観市民団体助成却下通知書（第3号様式）により、申請をした団体にその

旨を通知するものとする。

- 2 前項の決定通知を受けた者が申請を取り下げの場合には、通知を受けた日から2週間以内に、その旨を市長に通知しなければならない。

(事業実績報告書の提出)

第7条 前条第1項の規定による助成決定通知を受けた団体（以下「助成団体」という。）は、当該助成対象年度の3月10日までに事業実績報告書（第4号様式）に助成対象事業の支出を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による事業実績報告書を受理したときは、第6条第1項に規定する助成決定通知の内容と事業実績の内容を照合審査し、助成金の額を確定し、その旨を都市景観市民団体助成金交付通知書（第5号様式）により、助成団体に通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた助成団体は、速やかに本市指定の請求書により助成金の交付を請求するものとし、市長は、請求書の提出があったときは、助成団体に助成金を交付するものとする。

(助成の取消し)

第8条の2 市長は、助成団体が第5条の申請をした当時に第2条第2項に該当していたことが判明したときには、助成の決定を取り消すものとする。

- 2 前項の規定により助成の決定を取り消すときに、すでに助成金が交付されている場合は、当該助成金の返還を求めることができる。

- 3 市長は、第1項の規定に基づき助成の決定を取り消したときは、都市景観市民団体助成決定取消通知書（第6号様式）により、助成団体にその旨を通知するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、住宅都市局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和60年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。